

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目 1 - 1

奈良市

上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇年〇月〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成〇年〇月〇日に奈良市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し行った国民健康保険料決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 国民健康保険の世帯主の認定について

ア 被保険者である請求人の妻は独立した経済主体であり、国税、地方税、生命保険料等をその名義において納付履行しているにもかかわらず、処分庁は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条に規定する世帯主（以下「国保世帯主」という。）が住民基本台帳の世帯主（以下「住基世帯主」という。）と同義のものとする誤った理解と運用のもと、請求人が住基世帯主であることをもって、国民健康保険料決定処分を行った。

イ 奈良市行政手続条例（平成 11 年 9 月奈良市条例第 19 号）第 13 条第 1 項には、不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の機会の付与による意見陳述のための手続を執ることが義務づけられている。具体的な納付金額を決定する「賦課不利益処分」については、同条第 2 項の規定により、第 13 条第 1 項が適用されないが、請求人を保険料の納付義務を負う国保世帯主であるとする「認定不利益処分」については、聴聞又は弁明の機会の付与による意見陳述のための手続を執ることが義務づけられているにもかかわらず、意見陳述のための手続を執らなかった。

(2) 保険料の算定誤り等について

処分庁は、保険料を算定するにあたり、請求人の知り得ない被保険者の所得を算定基礎にしている。また、所得割額の算定において、総所得金額等から基礎控除（33万円）のみ控除し、保険料率を乗じて算定しており、地方税法（昭和25年法律第226条）第314条の2第1項各号に規定する各種控除を行わずに保険料を算定している。

第2 処分庁の説明

- 1 国民健康保険法第76条及び奈良市国民健康保険条例（昭和34年3月奈良市条例第13号）第8条に基づき、住基世帯主が国民健康保険の被保険者である場合はもちろん、国民健康保険の被保険者でない場合であっても、住基世帯主に、当該世帯に属する被保険者につき算定した保険料の納付義務を課している。

社会の実情として、住基世帯主が主な所得者であることが多いこと、保険料の算定及び徴収手続に伴う多量の事務を軽減し費用の発生を防ぐことが国民健康保険制度に有用であることから、住基世帯主が世帯の主な所得者であるか否かを実質的に判断せず、一律に住基世帯主に保険料の納付義務を課すことには相応の合理性がある。

- 2 保険料の算定については、国民健康保険料決定通知書において、保険料額の算定の基礎とした被保険者である世帯員の所得額を明らかにしており、国保世帯主に対する手続保障に欠けるところはない。

また、保険料の算定にあたっては、奈良市国民健康保険条例第10条第1項及び第12条の6の4において、基礎賦課額の所得割額は、被保険者の総所得金額から基礎控除額33万円のみを控除した金額に、所得割の保険料率を乗じて算定することが定められている。

第3 判断

- 1 国民健康保険の世帯主の認定について

- (1) 国民健康保険料の納付義務者である国保世帯主の定義については、地方税法第703条の4の規定による国民健康保険税の納付義務者である「世帯主」が「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解されていることから、これに準じて取り扱うこととされている。（昭和26年7月9日厚生省通知）

一方、住民基本台帳制度の世帯主とされる「世帯を主宰する者」とは、「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者」とされている（昭和42年10月4日自治省通知）。

したがって、国民健康保険料の納付義務者である国保世帯主と住基世帯主とは一致する場合がほとんどであることが推測されるものの、必ずしも同一とまではいえず、国保世帯主は住基世帯主に限定されるものではないとの請求人の主張には首肯できるところがある。

しかしながら、保険料の決定など一時に大量の事務処理が生じる場合において、処分庁が、住基世帯主をもって、画一的に国民健康保険料の納付義務

のある国保世帯主として保険料決定通知を行うことについては、一般的には住基世帯主と国保世帯主とが一致する場合が多いこと、また、行政には速やかな事務処理など効率的な業務執行に努めることが要請されていることなどに鑑みて、一定の合理性が認められる。

また、保険料決定通知書に、「所定の手続をすると世帯主の変更が認められる場合があります」との文言を記載していることについて、請求人は法律、条例に根拠を見出せない違法な運用を暗示していると主張するが、このことについては、上記の画一的な事務処理において不都合が生じた場合、処分庁として、国保世帯主を住基世帯主に限定せず、世帯の生計維持の状況の多様性を踏まえ、弾力的な取り扱いを行うことを宣明していると解釈するのが相当である。

これらのことを合わせて考えると、請求人を国民健康保険料の納付義務者とする本件処分に取り消すべき違法があるとまではいえない。

- (2) 奈良市行政手続条例第13条第1項では、不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の機会が付与される一方、同条第2項第4号に掲げる「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の給付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」には、第1項の規定は適用されず、弁明の機会を付与しなくてもよいことになっている。処分庁による説明はないが、このように適用を除外する規定が定められているのは、金銭債権は代替性のあるものであり、事後の争訟において処分が否定されても、その段階で清算されれば（利子の問題を除き）相手方に不利益が生じないことや、金銭に係る処分の中には、多数の者に対して大量に行われる性質のものがかなりみられ、これらについて一々事前手続を必要とすると、事務量の増加が著しいものとなることなどの理由によるものと思料される。

本件処分は、納付義務者を特定し、その者に保険料を課すものであり、同条第2項第4号に規定される「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の給付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に当てはまるものと認められる。

したがって、請求人を国保世帯主と認定した事実のみをもって、一つの独立した処分と考え、弁明の機会を付与すべき不利益処分であるとの請求人の主張は相当ではなく、処分庁が本件処分について、奈良市行政手続条例第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与しなかったからといって、同条例に違反しているとはいえない。

したがって、いずれについても、請求人の主張には理由がない。

2 保険料の算定誤り等について

地方税法第314条の2第1項には、「市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の毎年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。」と規定されているので、奈良市国民健康保険条例第10条第1項の「地方税法第314条の2第1項に規定する総

所得金額」は、法第314条の2第1項各号に掲げられる各種控除を行う前の金額であることは明らかである。

また、処分庁が、条例第10条第1項に定める「基礎控除後の総所得金額等」に基づき保険料の所得割額を算定したことは、「平成〇年度 国民健康保険料決定通知書」の保険料決定明細の説明書きとして、「平成〇年中の総所得金額等（退職所得金額を含みません）－33万円」と記載していることからみて、算定が正しいか検証できないという請求人の主張は、当を得ないものである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のことから、主文のとおり裁決する。

平成27年11月19日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石 黒 良 彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。